

平成 25 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会議事録

日時 平成 25 年 5 月 28 日 (火) 14 時 00 分～15 時 10 分

場所 品川プリンスホテル メインタワー24 階「クリスタル」

出席者 佐藤、住谷の各副本部長

<常任委員>野田、望月、佐々木、宗像

<委 員>佐藤（北海道）、佐藤（青森県）、谷藤（岩手県）、安中（宮城県）、
一関（秋田県）、村田（山形県）、高山（茨城県）、青木（栃木県）、
小林（群馬県）、藤沼（埼玉県）、久保（千葉県）、飯沼（東京都）、
田中（神奈川県）、山井（山梨県）、北東（富山県）、岡村（石川県）、
上杉（福井県）、山本（静岡県）、神野（愛知県）、奥野（三重県）、
吉田（岐阜県）、池ノ内（滋賀県）、岡（京都府）、河野（大阪府）、
河野（兵庫県）、平山（奈良県）、安川（和歌山県）、椿（鳥取県）、
河原（島根県）、大橋（岡山県）、吉長（広島県）、藤澤（香川県）、
組橋（徳島県）、川田（高知県）、田中（福岡県）、川久保（佐賀県）、
野田（長崎県）、平田（熊本県）、土江（大分県）、中村（宮崎県）、
武田（鹿児島県）、神谷（沖縄県）

<委 任>坂本本部長、宇津木副本部長

原、佐藤、富田、長尾の各常任委員

星（福島県）、緒方（新潟県）の各委員

<代理出席>明比（愛媛県）

<欠 席>工藤常任委員、大西（長野県）、太田（山口県）

<事 務 局>川島局長、小林部長、菊地課長、他少年団課員 6 名

事務局から、設置規程第 15 条に基づく会議成立の報告を行い開会。

坂本本部長が公務により不在のため、設置規定第 10 条第 2 項により、佐藤副本部長を議長として議事に入った。

<報告事項>

1. 日本スポーツ少年団次期委員について

資料に基づき、各都道府県から選出された、次期日本スポーツ少年団委員について報告。

2. 平成 25 年度日本スポーツ少年団顕彰について

日本スポーツ少年団顕彰要綱並びに同施行基準に基づき、都道府県から推薦のあった 31 都府県 60 市町村スポーツ少年団、44 都道府県 162 名の指導者について、いずれも資格条件を満たしていたことから、5 月 27 日開催の平成 25 年度第 2 回常任委員会での決定を受け、同日付で坂本本部長名により表彰することを報告。

また、退任指導者に対しての感謝状の贈呈については、従来同様、各都道府県本部長に委任し、年度末に一括報告願う形態で取り進めることを併せて報告し、いずれも了承。

3. 日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業の終了について

平成 25 年 3 月 7 日開催の平成 24 年度第 2 回委員総会において報告した内容から、年度末となる 3 月 31 日までの実績として修正があった以下の点について報告し、これを了承。

- ・功労者・優秀団等表彰の実施 優秀団数 6,909 団
- ・スポーツ少年団全国清掃・美化・交流活動の参加 参加単位団 7,070 団 参加者数 220,418 名
- ・寄付金の募集 754 件 5,939,310 円

なお、記念事業の企画・実行にあたっては、日本体育協会張会長を委員長とする実行委員会を編成していたが、5 月 27 日に最終の実行委員会を開催し、事業報告並びに決算について、承認を得ていることを併せて説明。

4. スポーツ界における暴力行為根絶宣言等について

スポーツ界における暴力行為根絶に向けた取り組みの一つとして、「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた集い」が平成 25 年 4 月 25 日に開催され、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」が採択された。宣言文については日本体育協会のホームページ及び情報誌「Sports Japan」に掲載し、スポーツに関係する方々をはじめ、広く周知を行っていることを報告。宣言は、スポーツ活動の場で行われる暴力行為は、スポーツの価値を著しく冒涜するものであり、どのような理由であれ、それ自体許されない行為であり、スポーツに関わるあらゆる場面からの暴力根絶に向けた決意が表明された内容となっている。

日本体育協会としては、スポーツ活動現場からの暴力行為根絶に向けて、関係団体等と協力し、決意を持って取り組むこととしており、今後、相談窓口の設置や「公認スポーツ指導者倫理ガイドライン」の作成、養成講習会、研修会等のテキストの改訂等、具体的な対策を講じていくこととしている。

また、スポーツ少年団においても、本会スポーツ指導者育成部等との連携を図りつつ、本年 3 月及び 8 月の競技別交流大会でのアンケートの結果を参考にしながら、各専門部会を中心に、暴力行為根絶に向けた取組みを検討していることを報告。併せて、各都道府県体育協会（スポーツ少年団）や市区町村体育協会（スポーツ少年団）における、相談窓口の設置について依頼を行った。

以上報告し、これを了承。

＜議案＞

1. 日本スポーツ少年団次期常任委員（学識経験者）の選出について

設置規程第 11 条第 2 項に定める、日本体育協会理事及び学識経験者から選出する次期常任委員の候補者について、野田正彦氏、望月浩一郎氏、原光彦氏、佐々木もと子氏、神谷明宏氏、富田寿人氏、長尾英宏氏、宗像豊巳氏、工藤憲氏の 9 名を諮り、これを承認。

＜主な意見・要望＞

- ・吉長委員（広島県） 次期委員の任期について教えてほしい。
- ・事務局 本日の委員総会終了後から平成 27 年度第 1 回委員総会終了まで。
- ・吉長委員（広島県） 坂本本部長は日本体育協会の理事でもあるが、本部長としての任期と理事としての任期は異なるのか。
- ・事務局 日本スポーツ少年団本部長としての任期は 5 月 28 日開催の委員総

会終了後から、また、日本体育協会理事としての任期は 6 月 26 日開催の定時評議委員会終了後からとなり、本部長としての任期、理事としての任期は異なる。

- ・平山委員（奈良県）事務局
 - ・日本ホッケー協会の役員が常任委員になっていないのはなぜか
 - ・全国スポーツ少年団ホッケー交流大会は、発足当時から日本スポーツ少年団が直接主催する大会ではなく、日本ホッケー協会が主催・主管する大会として実施してきた経緯がある。今後、日本ホッケー協会の役員を選出したほうがよいという意見があるならば、検討を行っていく。
2. 日本スポーツ少年団次期常任委員（地域選出）の変更について
東北ブロック選出の後藤常任委員から、宮城県本部長の退任に伴う次期常任委員の辞任届の提出を受け、日本スポーツ少年団設置規程第 11 条に基づき、同ブロックから、後任の次期常任委員として、宮城県本部長の安中俊作氏が選出されたことを説明の後諮り、これを承認。
3. 平成 24 年度日本スポーツ少年団事業報告及び決算について
平成 24 年度事業報告及び決算について説明。なお、事業報告は、「平成 24 年度スポーツ少年団育成事業報告書」の提示をもって報告とした。
【決算の主な内容】
<収入>
① 「登録料」は、予算に対し、団員は 10,181 名減の 741,819 名、指導者は 1,640 名減の 190,360 名となり、合計で 4 百 20 万 2 千 3 百円減の 3 億 5 千 5 百 79 万 7 千 7 百円となった。
② 「補助金等」は、「国庫補助金」は、日中団員交流派遣事業に要した経費が減額となったことにより、3 百 2 万 4 千円の減、「スポーツ振興基金助成金」は、全国競技別交流大会に要した経費が減額となったことにより、3 百 66 万円の減、「スポーツ振興くじ助成金」は、認定育成員研修会と情報誌「Sports Japan」に要した経費が減額となったことにより、2 百 66 万 5 千 7 百 91 円の減、「競輪公益資金補助金」は、主に日独同時交流に要した経費が減額となったことにより、8 百 31 万 7 千 2 百 14 円の減、「文部科学省委託金」は、日独指導者セミナーに要した経費が減額となったことにより、86 万 4 千 60 円の減、「スポーツ安全協会助成金」は、予算額どおり 5 百万円、「ミズノスポーツ振興財団助成金」は、東日本大震災被災地スポーツ少年団ドイツ派遣事業に新たに 750 万円の追加助成があったことから、7 百 50 万円の増となり、補助金等は全体で 1 千 1 百 3 万 1 千 65 円減の 1 億 5 千 3 百 48 万 6 千 9 百 35 円となった。
③ 「繰入金等」は、日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業寄付金が、当初見込みよりも 4 百 6 万 6 百 90 円減となり、5 百 93 万 9 千 3 百 10 円となった。
④ 「協賛金」は、予算額どおり、1 千 4 百 15 万円となった。
⑤ 「負担金」は、都道府県等負担金で、全国競技別交流大会の都道府県負担金などが増額となつたが、参加者負担金において、日独同時交流参加者減などにより 6 百 13 万 2 千 4 百 33 円の減となり、負担金全体で 2 百 17 万 2 千 17 円減の 7 千 7 百 99 万 1 千 9 百 83 円となった。

- ⑥ 「50周年記念事業特定資産取崩収入」は、平成18年度から23年度にかけて積み立ててきた特定資産を取り崩したことにより、予算額どおり、1億円となった。
- ⑦ 「雑収入」は、広告料収入、マーク使用料の増額などにより、58万8千1百7円増の2百3万3千1百7円となった。

以上により、収入合計額は、予算額に対し2千87万7千9百65円減の7億9百39万9千35円となった。

<支出>

- ① 「指導者・リーダー養成・研修事業」は、認定員養成講習会兼スポーツリーダー養成講習会において、1コースあたりの開催経費が増額となったことなどにより、全体では31万5千81円増の7千4百1万8千81円となった。
- ② 「指導者協議会事業」は、会場費等が減額となったことから、1百36万3千4百85円減の2百45万1千5百15円となった。
- ③ 「少年団顕彰事業」は、ほぼ予算額どおりの1百67万5千8百54円となった。
- ④ 「国内交流事業」は、全国スポーツ少年大会の参加者が定員に満たなかつたこと、および、バーボール交流大会における、経費の節約執行により、全体で8百34万6千6百22円減の、8千2百5万3百78円となった。
- ⑤ 「国際交流事業」は、日独同時交流派遣・受入について、日本国の参加人数の減数及び、日中指導者交流派遣の中止などにより、全体で2千67万6千4百8円減の6千5百37万6千5百92円となった。
- ⑥ 「広報出版事業」は、発行経費の減額により、5百3万4千4百93円減の8千3百91万2千5百7円となった。
- ⑦ 「研究調査事業」は、各プロジェクトにおける調査費などが実績減となったことなどにより、4百94万7千4百59円減の2百17万2千5百41円となった。
- ⑧ 「スポーツ活動サポートキャンペーン事業」は、ジュニアスポーツセミナーを中止したことなどから、3百94万9千9百20円減の4百20万80円となった。
- ⑨ 「組織整備強化事業」は、登録人数が当初見込みより減となったことから、登録比例配分に係る助成金が減額となり、5百7万4千円減の1億3千1百19万9千円となった。
- ⑩ 「登録認定関係事業」は、登録関係物品の作成経費の減額により、全体で8百10万7百44円減の2千5百22万7千2百56円となった。
- ⑪ 「運営諸費」は、ほぼ予算額どおりの7千5百12万88円となった。
- ⑫ 「50周年記念事業」は、記念式典、清掃美化活動などの経費の節約執行により、1千9百19万1千4百95円減の9千80万8千5百5円となった。なお、50周年記念事業の決算は、昨日開催の平成25年度日本スポーツ少年団創設50周年記念事業実行委員会で承認を得ている。
- ⑬ 「予備費」は、50周年記念事業の予備経費として計上していたが、執行はなかつた。

以上により、支出合計額は、予算額に対し9千2百6万4千6百3円減の6億3千8百21万2千3百97円となり、收支差額は7千1百18万6千6百38円となった。以上、平成24年度事業報告及び決算について諮りいずれも承認。なお、本件は、6月開催の日本体育協会理事会及び定時評議員会において、日本体育協会全体の決算として最終承認を得ることを説明。

<主な意見・要望>

- ・北東委員（富山県）
 - ・認定員養成講習会の1コースあたりの費用が増額となった理由は何か。助成額は定額ではないのか。
- 事務局
 - ・助成額は定額であるが、各県での開催経費が増額となったためである。
- ・北東委員（富山県）
 - ・収支差額は平成24年度の第2回委員総会で提示のあった平成25年度の予算に計上してあったか。もし入れてなければ、もう一度この委員総会で予算を諮るべきではないのか。
- ・吉長委員（広島県）
 - ・関連する質問として収支差額について収支相償の考え方はどうにとらえたらよいか。
- 事務局
 - ・現在、日本体育協会全体で決算を行っている最中であり、その中から少年団の部分だけを抜き出して提示しているため、今回の計算書だけでは収支相償の形にはなっていない。
- ・吉長委員（広島県）
 - ・今回の決算書は公益財団法人に移行する前の従前の計算書で提示されているが、この決算書では、少年団事業が公益目的事業のどの部分に該当するのかわかりにくい。また、収支相償についても、日本体育協会全体の決算の中であれば、公益目的事業の中のどの部分に充当されているのかを把握しやすい。少年団部分だけを抜き出した計算書では、収支相償にはならず、余った資金を蓄えていたり、公益目的事業以外の経費に流用されたのではないか等の誤解を与えることなくするためにも、最終の決算は、日本体育協会の評議員会で決議してもらう必要がある。そうした方が、公益財団法人の収支相償の考え方を沿うことになり、各都道府県の見本にもなるのではないか。
- 事務局
 - ・24年度に関しては、予算に対応した従前形の計算書を提示した。25年度の予算は公益財団法人の計算書に対応しているため、25年度の決算からはそのような形で提示したいと思う。また、収支相償の考え方については、公益法人である日本体育協会全体の決算の中で取扱われることとなる。

4. 平成26年度日本スポーツ少年団事業計画及び要望予算の編成について

事業計画については、平成25年度からの変更点を中心に概要を説明した。

- ① 「指導者・リーダー養成・研修事業」ではシニア・リーダースクールの参加者数定員を200名から140名とする計画とした。
- ② 「指導者協議会事業」と「少年団顕彰事業」は、変更はなく例年どおりとした。
- ③ 「国内交流事業」では、第52回全国スポーツ少年大会を大阪府、第37回剣道交流大会を埼玉県、第36回軟式野球交流大会を北海道、第12回バレーボール交流大会を福島県で開催する計

画とした。

- ④ 「国際交流事業」では、日独青少年指導者セミナーについては、平成 25 年度は日本スポーツ少年団直轄事業として「日独スポーツ少年団指導者交流」を実施するが、平成 26 年度は文部科学省委託事業として実施する。また、日中青少年スポーツ交流については、隔年で派遣と受入を実施しており、平成 26 年度は団員交流および指導者交流とも派遣の年にあたるが、指導者交流は現在中国側から期間短縮の提案があり、専門部会で対応を検討中であることから、現段階では期間未定としている。
- ⑤ 「広報出版事業」は、少年団の PR 活動の充実・強化策の一環として、現在、広報普及部会で検討・立案している「広報マニュアル」を新規作成する計画としている。
- ⑥ 「研究調査事業」では、引き続き、専門部会、プロジェクトの開催を通じて、第 9 次育成 5 カ年計画の施策を具体化していく計画とした。
- ⑦ 「スポーツ活動サポートキャンペーン事業」、「組織整備強化事業」及び「その他」は、25 年度と同様の計画とした。

なお、要望予算については、本委員総会で事業計画の承認を得た後の編成となるため、また、日本体育協会全体での調整により若干の変更が生じる可能性があるため、事業計画に変更が生じた場合の対応及び予算編成は坂本本部長に一任とすることについて諮り、これを承認。

＜主な意見・要望＞

- ・武田委員（鹿児島県）
 - ・複数有資格指導者配置は賛成であるが、認定員の再研修にもっと力を入れてほしい。このような取り組みが暴力根絶につながるのではないか。
- ・平山委員（奈良県）
 - ・LIVE ON SEMINAR の開催は、設備の関係から開催できる場所が偏ってしまう。DVD を各地域に配布できる形にしてほしい。
- ・奥野委員（三重県）
 - ・平成 26 年度の認定員養成講習会のコース数を増やしてほしい。また、20 名を切った場合、県の負担ならびに市区町村の自主事業となってしまうが、予算に余裕があれば助成をしてほしい。
- 事務局
 - ・定員割れの講習会に関しては、補助先との調整が必要となるため今後の検討事項としたい。
- ・奥野委員（三重県）
 - ・登録料に対する組織整備事業費の率を上げてほしい。
- ・山本委員（静岡県）
 - ・ガイドブック「スポーツ少年団とは」は、創設 50 周年となった今本当に必要なのか。総合型地域スポーツクラブへ発展していくようなガイドブックにする、もしくはガイドブックの作成部数を減らしてはどうか。
- ・椿委員（鳥取県）
 - ・単位団や現場の指導者にスポーツ少年団の理念をより周知すべきである。ガイドブックなどを使って普及していきたいため、もっと部

数を増やすなど指導者や保護者にまで届くような見直しをしてほしい。

- ・田中委員（福岡県）　　・日独同時交流の受入れの経費に関し、日本スポーツ少年団からも費用を負担してほしい。
- ・事務局　　　　　　　・意見・要望事項については、各専門部会に報告し、必要に応じて検討いただくこととする。

5. 日本スポーツ少年団名誉委員の推挙について

この度、平成25年度の役員改選に伴い本委員総会をもって退任される佐藤玉和副本部長、宇津木妙子副本部長、また、平成13年度に初めて女性として副本部長に就任され、ご尽力いただいた吉田和子元副本部長の3名について、これまでの顕著な功績をたたえ日本スポーツ少年団設置規程第13条に定める名誉委員に推挙したい旨を諮り、これを承認。本委員総会終了後から、名誉委員に就任することとなった。

6. その他

<主な意見・要望>

- ・北東委員（富山県）　　・専門部会の人選についても委員総会で諮るべきではないか。
　　・50周年記念の決算についても委員総会で諮るべきではないか。
　　・暴力根絶に関する調査の結果を速やかに報告してほしい。
　　・前回、今回と坂本本部長が委員総会を欠席されている。公務が忙しいことは十分承知しているが、各都道府県の意見をくみ上げていただくためにも、是非、委員総会には出席してほしい。
　　・議案の決議事項に関しては、本部長・部会長に一任ではなく、副本部長まで含めた関わりにしてほしい。
　　・ご意見として承る。
- 事務局

以上、全ての議事を終了し、15時10分閉会。